

第1号訪問事業の利用料

下記の基本利用料は松山市が要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に当たらし基本利用料を書面でお知らせします。

区分	サービス内容	対象利用者	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
訪問Ⅰ	週1回程度の訪問型サービス(月に3回まで)	事業対象者・ 要支援1	2,660円 /回	266円	532円
	週1回程度の訪問型サービス(月に3回超)		11,680円 /月	1,168円	2,336円
訪問Ⅱ	週2回程度の訪問型サービス(月に7回まで)	事業対象者・ 要支援1	2,700円 /回	270円	540円
	週2回程度の訪問型サービス(月に7回超)		23,350円 /月	2,335円	4,670円
訪問Ⅲ	週2回を超える程度の訪問型サービス(月に11回まで)	事業対象者・ 要支援2	2,850円 /回	285円	570円
	週2回を超える程度の訪問型サービス(月に11回超)		37,040円 /月	3,704円	7,408円
初回加算	新規利用者にサービス提供責任者がサービス提供を行った場合	事業対象者・ 要支援1・要 支援2	2,000円	200円	400円

介護職員処遇改善加算Ⅰ

所定単位数に訪問介護の加算率13.7%を乗じた単位数を、介護職員処遇改善加算Ⅰとして算定させていただきます。※ただし、区分支給限度額の算定対象からは除かれます。